



令和 3 年 10 月より 産婦健診の 費用を助成 します

対象者

すべてを満たす方

- ☒ 令和 3 年 10 月 1 日以降に受診する方
- ☒ 受診日に北中城村に住民登録がある方
- ☒ 出産後 8 週以内の方

助成額

1 回あたり **5 千円**

※上限を超えた分は自己負担になります。
※県外及び一部医療機関で受診された場合は、償還払いでの対応となります。

助成回数

2 回

▶ 出産後、**2 週間頃**と**1 か月頃**に各 1 回
※産後 8 週を超えると受診できません。

健診内容

産後のこころとからだの健康チェック

こんなことを
します

問診・診察・血圧測定・体重測定
尿検査・赤ちゃんへの気持ち質問票
エジンバラ産後うつ病質問票 など

※上記以外の検査・治療、赤ちゃん健診は公費対象外です。

産婦健診を受けるには、 受診票が必要です。

- ▶ 令和 3 年 10 月 1 日以降は親子(母子)健康手帳と配布しております。
- ▶ 令和 3 年 9 月末日までに親子(母子)健康手帳の交付を受けている方は、健康保険課窓口へお声かけいただき、受診票をお受け取りください。



村外から転入された方、
里帰り出産の予定が
ある方は、下記まで
お問合せください。